

芝地区
港区立公園・児童遊園
指定管理者公募要項

平成31年4月
港 区

目 次

I 施設の概要

- 1 指定管理者制度導入の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 港区立公園・児童遊園の設置目的・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 対象施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 対象施設
 - (2) 名称・所在地・面積等
 - (3) 休園日・開園時間
- 4 指定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 指定管理者が行う業務

- 1 事業運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 基本事業
 - (2) 提案事業
 - (3) 自主事業
 - (4) 職員体制
- 2 施設の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 施設の維持管理業務
 - (2) 安全・安心に関する業務
- 3 管理の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 関係法令の遵守
 - (2) 区が定める指針等の遵守
 - (3) 再委託の禁止
 - (4) 地域との連携
 - (5) 区と指定管理者の役割及び管理責任の分担
- 4 運営経費に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 指定管理料の支払
 - ア 職員人件費
 - イ 光熱水費
 - ウ 修繕費
 - エ 事業運営費
 - オ 施設管理経費
 - カ その他経費
 - (2) 備品購入の取扱い
 - (3) 収入
 - (4) 銀行口座の開設
 - (5) 損害賠償保険
 - (6) その他

III 選定手続

- 1 公募の手続・手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
 - (1) 申請者の資格
 - (2) 複数の団体による共同申請
 - (3) 公募の日程
 - (4) 公募説明会及び現地見学会

- (5) 申請手続
- (6) 計画書類の提出
- (7) 提出書類に関する留意事項
- (8) 応募に関する留意事項
- (9) 質疑の受付及び回答
- (10) 申請書類の受付
- (11) 計画書類の受付
- 2 指定管理者候補者の選考・選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
 - (1) 指定管理者候補者の選考
 - (2) 指定管理者候補者の選定
 - (3) 基本的な選考基準
 - (4) 審査結果の通知
 - (5) 第二次審査用資料の提出

IV 決定後の手続

- 1 基本協定書・年度協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
 - (1) 協定の締結
 - (2) 基本協定書の主な事項
 - (3) 年度協定書の主な事項
- 2 災害時協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
- 3 事業計画書及び収支予算書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
 - (1) 事業計画書及び収支予算書の作成
 - (2) 事業報告書及び収支決算書の作成
- 4 業務の引継ぎ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
- 5 情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
 - (1) 応募書類等
 - (2) 選考・選定過程の情報
 - (3) 指定管理業務に関する情報
- 6 モニタリング等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
 - (1) モニタリングの実施
 - (2) 第三者評価の実施
 - (3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出
 - (4) 監査の実施
- 7 指定の取消し等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4
 - (1) 指定の取消しと業務の停止
 - (2) 事業の継続が困難となった場合の措置

芝地区港区立公園・児童遊園指定管理者制度導入対象施設 一覧表・・ 2 6

I 施設の概要

1 指定管理者制度導入の趣旨

港区では、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や、効率的で効果的な区民サービスを提供するため、公の施設の管理を包括的に代行させる指定管理者制度を積極的に導入しています。また、公園・児童遊園（以下「公園等」という。）が持つ基本的な機能を確保した上で、公園等の活性化を図り、区民協働によるぎわいの創出を目指して「港にぎわい公園づくり基本方針」を平成28年3月に改定しました。

港区立公園・児童遊園の管理については、地区内にある公園等のグループ化により維持管理水準の向上と安全・安心の取組を強化し、区民に身近な公園等となるように魅力を向上させることとします。民間事業者等が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用することで、より効率的で効果的な管理を目指します。

応募にあたっては、「港区指定管理者制度運用指針」（別紙1）に基づく区の方針を十分に認識し、また、施設の設置目的等を理解の上、本要項に基づく創意工夫のある提案を期待しています。

2 港区立公園・児童遊園の設置目的

(1) 公園

公園は、「港区立公園条例」（別紙2）に基づいて、公共の福祉の増進と生活文化の向上に寄与することを目的に設置されています。

(2) 児童遊園

児童遊園は、「港区立児童遊園条例」（別紙3）に基づいて、児童の健全な遊び場を提供し、児童の健康を増進させ、情操を豊かにすることを目的に設置されています。

3 対象施設の概要

(1) 対象施設

「芝地区港区立公園・児童遊園指定管理者制度導入対象施設一覧表」（26ページ）のとおり。

(2) 名称・所在地・面積等

「芝地区港区立公園・児童遊園概要一覧」（別紙4）のとおり。

(3) 休園日・開園時間

設定している施設はありません。

4 指定期間

平成32年4月1日から平成37年3月31日まで（5年）。

II 指定管理者が行う業務

1 事業運営

(1) 基本事業

指定管理者が行う業務は、下記のとおりです。詳細については、「芝地区港区立公園・児童遊園指定管理業務基準書」(別紙5)及び「芝地区港区立公園・児童遊園指定管理業務仕様書」(別紙6)を参照してください。

ア 公園等の管理に関する業務

- (ア) 公園等施設の巡回及び点検に関すること。
- (イ) 公園等施設の維持及び修繕に関すること。
- (ウ) 公園等施設の清掃に関すること。
- (エ) 公園等の植物の管理に関すること。

イ 公園等の利用者への対応に関する業務

- (ア) 公園等施設の案内に関すること。
- (イ) 利用者や近隣住民からの意見・要望等の聴取に関すること。
- (ウ) 利用者や近隣住民からの苦情の処理及び記録に関すること。
- (エ) 公園等施設の適正利用に関する注意及び指導に関すること。

ウ 公園等の利用実態の把握に関する業務

- (ア) 利用者の満足度に関する調査・実施に関すること。
- (イ) 利用者数の調査・集計に関すること。

(2) 提案事業

「港区立公園条例」(別紙2)及び「港区立児童遊園条例」(別紙3)に定める目的を達成するため、港区立公園条例第29条及び港区立児童遊園条例第6条に基づく事業を提案してください。事業を計画する場合は、公園・児童遊園であることを十分に認識し、地域特性や利用者のニーズを把握した上で、施設の利用促進、にぎわいの創出に繋がる事業を提案してください。なお、提案事業は、事前に区と協議の上決定し、指定管理料の範囲内で実施します。

提案事業の具体的な内容は、次のア～ウに示すものを含んでください。

ア 公園等の広報活動について

公園等の魅力を発信するため、ホームページ・SNS・パンフレット・広報誌等の媒体を活用した広報活動について提案してください。

イ 子どもが遊び成長する環境づくりについて

芝地区の公園・児童遊園を活用し、遊びを通じて子どもたちの豊かな心身の発達を支えるため、「子どものあそび場づくり20の提言(平成22年2月)」の趣旨を理解し、公園・児童遊園の利用促進に資する事業を提案してください。

ウ 自然に親しむ環境づくりについて

公園等の特性を生かした自然観察会、学習会、自然に親しむイベントなど、区民が自然に触れ合う環境づくりと生物多様性の保全と活用に役立つ事業を提案してください。

(3) 自主事業

上記(1)(2)のほか、公園等の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲で、施設の利用促進や公園等のにぎわい創出を図るための事業を自主的に行うことができます。

なお、自主事業は、事前に区と協議の上決定し、事業に係る経費は事業者の負担とします。また、事業により収益が見込まれる場合は、その一部を利用者へのサービス向上やさらなる自主事業の展開のために還元するものとします。

(4) 職員体制

施設の管理運営に支障がないよう、必要な知識、技能及び経験等を有する職員を配置し、管理事務所には必ず職員が常駐する体制をとってください。また、他施設での経験を有する管理責任者を1名配置してください。

なお、公の施設としての心構えを認識し、従事職員教育、接遇教育等を徹底し、利用者及び区民への接遇等が常に良好となるよう努めてください。

2 施設の維持管理

(1) 施設の維持管理業務

指定管理者が行う維持管理に関する業務は、下記のとおりです。詳細については、「芝地区港区立公園・児童遊園指定管理業務基準書」(別紙5)及び「芝地区港区立公園・児童遊園指定管理業務仕様書」(別紙6)を参照してください。また、植栽管理は長期的な視点で業務を行い、施設管理全体においては、PDCAサイクルに基づき改善に取り組んでください。維持管理にあたっては、区と指定管理者が情報を共有し、日常的に連携を図ることとします。

ア 公園等の特性を十分理解し、指定管理者のノウハウを発揮しながら、管理を行うことで、適切な管理水準を確保してください。

イ 公園等において区民との協働を積極的に推進し、公園等の維持管理や環境保全等に寄与する活動を推進してください。

ウ 利用者の多様なニーズに応えるため、常に利用者の要望等を聴取し管理に反映してください。

エ 植栽地管理(植栽地、草地、芝生、樹木管理)については、各植物の特性に配慮した上で、適正に持続・育成するよう必要な管理を行ってください。

オ 樹木医による樹木診断(初期診断)は、平成32年度と平成35年度に、高木(樹高:3m以上)を対象に全数実施してください。

カ 遊具点検は、日常点検のほか「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準 J P F A - S P - S : 2 0 1 4」（社団法人日本公園施設業協会）に基づき、専門業者による定期点検を年1回以上行ってください。

キ 施設や設備については、各施設の位置、機能、特性を十分に把握した上で、全ての施設の機能を保持し、利用者の安全かつ快適な利用を図るよう必要に応じ保守点検を実施し、適正な維持管理を行ってください。

ク 施設の維持管理に関するほか下記の業務を行ってください。

（ア）施設・附属設備の管理及び物品等の取扱いに関する業務

（イ）1件130万円（税込）以下の修繕及び整備

（ウ）施設内の清掃、その他の環境整備に関する業務

（2）安全・安心に関する業務

ア 災害や事故の発生などの緊急時は、「港区危機管理基本マニュアル（改訂版）」（別紙7）に基づき、「緊急対応マニュアル」を作成し、利用者等の避難誘導、関係機関への通報、傷病者の医療機関への搬送の付き添い、安全確保、通報・連絡等の迅速かつ的確な対応を行ってください。

イ 休日・夜間の連絡体制を確立してください。

ウ 区有施設等安全点検及び点検報告（日常点検・総点検・エレベーター点検）、「港区有施設の安全管理に関する要綱」（別紙8）、「港区有施設安全管理業務実施要領」（別紙9）に基づく安全管理体制の整備、日常安全点検等を実施してください。

エ 震災及び新型インフルエンザが発生した場合を想定し、「港区業務継続計画」に基づき、夜間等の災害その他あらゆる緊急事態、非常事態に際して、従事職員用の食料等の確保や業務体制の整備など速やかに対応できる体制を整えてください。なお、港区防災対策基本条例の規定に基づく、事業者の責務を負うものとします。

オ AEDは日常的に作動点検を行い、保守管理を行ってください。

カ 上記アからオまでを適切に遂行するために、事件・事故の際の対応を定め、職員研修の実施等を行ってください。

キ 利用者に対する見守り、声掛け、相談などの支援を行ってください。

ク 災害時は区の指示に基づき区民の安全確保のため協力してください。

ケ 管理する個人情報の保護をはじめ情報セキュリティについては、本業務に従事するすべての者が「港区情報安全対策指針」（別紙10）を遵守し、漏洩の防止等の適正な管理に努めてください。

コ 指定管理者は、区が実施する防災無線や避難所運営等の訓練に参加又は協力をしてください。

3 管理の基準

(1) 関係法令の遵守

指定管理者は、下記の関係法令等を遵守し、施設の管理を行ってください。

- ア 都市公園法、同施行令、同施行規則
- イ 港区立公園条例、同施行規則
- ウ 港区立児童遊園条例、同施行規則
- エ 港区移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める規則
- オ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び関係法令
- カ 施設維持、設備保守点検に関する法規
(建築基準法、水道法、消防法、電気事業法等)
- キ 地方自治法
- ク 労働関係法 (労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等)
- ケ 港区個人情報保護条例及び施行規則
- コ 港区情報公開条例及び施行規則
- サ 港区環境基本条例
- シ 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則
- ス 港区有施設の安全管理に関する要綱
- セ 港区防災対策基本条例
- ソ 港区暴力団排除条例
- タ 障害者の雇用の促進等に関する法律
- チ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ツ その他施設の管理業務及び各種事業実施に関わる各種法令・条例等

(2) 区が定める指針等の遵守

下記の主な指針等を十分認識の上、積極的に区と連携してください。

- ア 港区指定管理者制度運用指針
- イ 港区情報安全対策指針
- ウ 第4次港区環境率先実行計画及び港区環境マネジメントシステムハンドブック
- エ 港区区有施設受動喫煙防止対策基本方針
- オ 港区行政情報多言語化ガイドライン
- カ (社)港区シルバー人材センター及び区内障害者授産施設等への優先発注
- キ 区内中小事業者への優先発注
- ク 港区の契約における暴力団等排除措置要綱
- ケ 港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱
- コ 港区職員接遇マニュアル「あったかマナーみなど」
- サ 港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱

シ 港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱

※別紙「区が定める指針等の一覧」を参照してください。

(3) 再委託の禁止

指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。

ただし、清掃・警備及び設備の保守点検など専門性の高い個別業務等については、区の事前承認を得た場合に限り、再委託ができます。

(4) 地域との連携

地元町会・自治会や、その他関係団体など、地域と良好な関係を築くため、地域の行事やイベントに参加するなど、積極的に交流を図ってください。

(5) 区と指定管理者の役割及び管理責任の分担

ア 役割分担 (◎：主体的な役割 ○：補助・助言・指導する役割)

項 目		指定管理者	区
公園・児童遊園設置者としての責務			◎
公園・児童遊園の管理運営		◎	○ 条例・規則事項
	施設の管理(設備、物品の管理)	◎	○
	施設の占有・行為許可		◎
	苦情対応	◎	○
	緊急時の対応(事件・事故等)	◎ (※)	◎ (※)
	施設の安全対策 (安全点検・整備・改修等)	◎ (※)	◎ (※)
	広報・PR	◎	○
事業運営		◎	○

(※) 設置者としての責任は港区にあり、管理責任は指定管理者にあることを示します。

イ 管理責任の分担

○：主たる分担者

項 目	内 容	管理責任分担	
		区	指定管理者
1 法令等の変更	(1) 指定管理業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	(2) 上記以外の指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
2 税制の変更	(1) 指定管理業務に影響を及ぼす税制の変更 ^{※1}	○	
	(2) 上記以外の一般的な税制の変更 ^{※2}		○
3 物価変動	(1) 指定期間中の物品費、人件費等物価変動に伴う経費の増加		○
4 金利変動	(1) 指定期間中の金利変動に伴う経費の増加		○
5 書類	(1) 区が作成した書類に起因する事項	○	
	(2) 指定管理者が作成した書類に起因する事項		○
	(3) 両者記名捺印した協定書に起因する事項	相互で協議	

6	指定管理者の指定	(1)	区の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合	○	
		(2)	指定管理者候補者の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合		○
7	指定管理業務の変更及び経費の変動	(1)	区の事由による指定管理業務の変更に伴う経費の増加	○	
		(2)	上記以外の事由による指定管理業務の変更及び経費の増加		○
8	住民対応	(1)	地域との協調		○
		(2)	指定管理業務の内容に対する住民からの苦情、要望等		○
		(3)	上記以外の区政全般への苦情、要望等	○	
9	環境問題	(1)	施設又は用地からの有害物質等の発生	○	
		(2)	指定管理業務に起因する有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、光、臭気等に関するもの		○
10	不可抗力	(1)	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の区又は指定管理者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧	○	
		(2)	不可抗力によるもので、指定管理者の対応の遅れ、施設管理の不備等による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧		○
11	施設の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	施設の設計・構造上の瑕疵によるもの	○	
		(3)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件130万円（税込）を超えるもの）	○	
		(4)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件130万円（税込）以下のもの）		○
12	備品（I種）の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの	○	
13	施設等の保守点検	(1)	区の事由による保守点検の増加	○	
		(2)	指定管理者の責め及び保守点検の不備による保守点検の増加		○
14	第三者への賠償	(1)	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に生じた損害		○
		(2)	上記以外の事由により第三者に生じた損害	○	
15	セキュリティ	(1)	指定管理者の警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
		(2)	上記以外の事由による情報漏えい、犯罪発生等	○	

16	使用料等の管理	(1)	施設利用者から徴収又は収納した使用料、区から予め交付した還付のための使用料、事業に伴う金銭の盗難・紛失		○
17	指定期間の終了	(1)	指定期間終了の場合(指定期間の満了以前の取消し等による場合を含む。)における区又は区が指定するものに対する業務の引継ぎに要する費用		○
		(2)	指定期間終了の場合(指定期間の満了以前の取消し等による場合を含む。)における原状復帰に要する費用		○

(備考) ※1 消費税率の変更を想定した規定です。

※2 収益関係税、外形標準課税など指定管理者自身に影響を及ぼす税制の変更を想定した規定です。

4 運営経費に関する事項

(1) 指定管理料の支払

指定管理料の額は、提案のあった経費を上限とし、区の予算の範囲内で支払うものとし、支払方法、支払時期については、基本協定書・年度協定書で定めます。

受託経費見積書は、区が定める次の6つの経費区分に従って作成してください。

なお、区の会計事務と同様、原則、経費区分間の流用はできないものとし、やむを得ない理由で流用する際は、区と協議の上決定するものとし、

ア 職員人件費

施設に勤務する職員等(管理体制に記載した職員等)にかかる人件費

※事業計画に基づく施設職員の確実な配置及び当該職員の人件費を保障する観点や、指定管理者の経営努力による経費節減が見込まれないことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

※人件費の積算にあたっては、職員(再委託した業務に従事する職員を含みます。)の最低賃金水準額を遵守してください。最低賃金水準額は、「港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱」により定めた金額と同額です。平成31年度は(一般事務・時給額)1,070円です。(金額は毎年度見直します。)

イ 光熱水費

施設の維持管理に必要な電気料金、ガス料金、水道料金

※光熱水費(電気、ガス、水道代)については、予算額と実績額の間乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

ウ 修繕費

施設の修繕に必要な経費

※指定管理者が作成した修繕計画に基づき区が優先順位を設定し、1件130万円以下の軽易な修繕及び整備費用(併設施設部分を含む。)については、指定管理料に含めます。

※1件130万円(税込)を超える修繕は、指定管理料とは別に区が実施しますので受託経費見積には含めないでください。

※予算額と実績額の間乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

エ 事業運営費

施設で実施する各種事業に必要な経費

※再委託による予定金額と決定金額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

オ 施設管理経費

施設の維持管理に必要な保守・検査業務、清掃業務、警備業務、廃棄物処理等にかかる経費

※再委託による予定金額と決定金額の差額を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

カ その他経費

上記のいずれにも該当しない経費

本社が労務管理などの業務を一括して行うために施設(事業所)が負担する経費、施設を本社などが支援するために必要な経費、民間企業等の利益など。

※経費の計上にあたっては、本社が担う役割や業務内容、利益の算定方法など積算根拠を明らかにする資料を必ず添付してください。

(2) 備品購入の取扱い

1点予定価格5万円(税込)を超える備品については、区が必要と認めた場合に限り、区が購入し、備品の管理は指定管理者の責務とします。

(3) 収入

港区立公園・児童遊園の利用料は、無料です。管理業務は、原則として区からの指定管理料で措置します。

なお、事業実施に要する経費のうち、参加者個人に直接かかる経費(材料費など)は実費徴収できます。その他については、区と指定管理者が協議の上決定します。

(4) 銀行口座の開設

本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、本業務に固有の銀行口座を開設し、適切な運用を図るものとします。

(5) 損害賠償保険

施設運営にあたり、指定管理者が業務を行うにあたって施設に損害が生じた場合に対応する「施設賠償責任保険」と施設利用者等に損害が生じた場合の損害賠償額を担保するための「第三者賠償保険」に必ず加入します。指定管理者が加入すべき保険の基準は、「特別区自治体総合賠償責任保険制度」で定める金額とします。

(6) その他

その他、本要項に定めのない事項については、区と指定管理者が協議の上決定し、協定書により定めます。

Ⅲ 選定手続

1 公募の手続・手順

(1) 申請者の資格

地方自治法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体で、次のアからカの全てに該当する者。

ア 公園等施設の運営に熱意を持ち、施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理が図れる者。

イ 指定期間中、事業の管理を安定して行う物的能力、人的能力を有している者。

ウ 港区議会議員、区長、副区長、教育長並びに地方自治法第180条の5第1項に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっていない法人や、その他の団体。また、区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人その他の団体であって、区議会議員以外の者が役員等となっているものを可とする。

エ 公園等の維持管理、及びこれらに類する業務を行なっている事業者であること。

オ 本店、支店、事業所等のいずれかが、東京都特別区内にある法人又はその他の団体であること。

カ 団体又はその代表者が以下のいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の5第1項（同項を準用する場合を含む。）の規定により港区における一般競争入札等の参加を制限されている者

(イ) 法律行為を行う能力を有しない者

(ウ) 破産法に基づく破産手続き開始の申立てをしている者

(エ) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てをしている者

(オ) 民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをしている者

(カ) 国税又は地方税を滞納している者

(キ) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し（法人格の変更等に伴う指定の取消しを除く。）を受けてから2年間に経過していない者

(ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある団体

(2) 複数の団体による共同申請

ア 複数の団体で共同事業体（以下「グループ」という。）を結成し、グループとして申請することも可能です。その場合は、申請時にグループを結成し、適切な名称を設定の上、代表団体（他の団体は構成団体とします。）を定めてください。

グループ内のすべての団体が上記（１）申請者の資格（エを除く）に該当することが必要です。

イ 共同事業体で、法人等を設立する場合は、指定管理者の指定の議決までに、法人登記事項証明書又はそれに代わる書類等を提出してください。

ウ 当該グループの代表団体及び構成団体は、別のグループ又は単独により申請することはできません。

エ 代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、区が業務遂行上の支障がないと判断した場合に限り、変更できるものとします。

オ 代表団体は次の書類を提出してください。

(ア) 共同事業体構成書	様式A
(イ) 共同事業体協定書兼委任状	様式B
(ウ) 宣誓書（共同事業体用）	様式C
(エ) 安定運営の取組	様式D

（３）公募の日程

公募要項発表	平成31年	4月16日（火）	
公募説明会及び現地見学会	平成31年	4月22日（月）	
質疑受付	平成31年	4月16日（火）から 平成31年	4月24日（水）まで
質疑回答	平成31年	5月8日（水）（予定）	
申請書類の受付	平成31年	5月9日（木）から 平成31年	5月22日（水）まで
計画書類の受付	平成31年	5月9日（木）から 平成31年	5月31日（金）まで
第一次審査（書類審査）	平成31年	6月26日（水）	
第二次審査（プレゼンテーション）	平成31年	7月10日（水）	
指定管理者候補者選定	平成31年	7月下旬（予定）	
指定管理者の指定	平成31年	10月（予定）	

（４）公募説明会及び現地見学会

ア 公募説明会

(ア) 日時 平成31年4月22日（月）午前9時30分～10時30分（予定）

(イ) 場所 芝公園区民協働スペース
（港区芝公園二丁目7番3号 芝公園保育園3階）

イ 現地見学会

(ア) 日時 平成31年4月22日（月）午後1時30分～2時30分（予定）

(イ) 場所 港区立芝公園管理事務所前（港区芝公園四丁目8番4号）

ウ 参加申込

港区ホームページにある申込書を平成31年4月19日（金）午後5時までに、FAXで送付してください。（会場の都合上、1社3名まででお願いします。）

(5) 申請書類の提出

応募を希望する事業者は、下記の書類を提出してください。

提出書類		様式	部数		
			正本	副本①	副本②
①	指定管理者指定申請書	様式1	1部	—	—
	《共同事業体の場合》				
	[A]共同事業体構成書	様式A	1部	1部	12部
	[B]共同事業体協定書兼委任状	様式B	1部	—	—
	[C]宣誓書	様式C	1部	—	—
	[D]安定運営の取組	様式D	1部	1部	12部
②	宣誓書	様式2	1部	—	—
③	定款、寄附行為又はこれに類するもの（最新のもの）	—	1部	3部	—
④	法人の登記事項証明書（全部事項証明書） （申請日前3か月以内に発行されたもの）	—	1部	3部	—
⑤	印鑑証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）	—	1部	3部	—
⑥	預金残高証明書（最新の決算期末日現在のもの）	—	1部	3部	—
⑦	事業者の概要				
	《《公益法人の場合》》				
	ア 法人（団体）等の概要 ・事業経歴、役員（理事・評議員）名簿、法人運営に関する基本的な考え方、理念、障害者雇用率 等	様式3	1部	1部	12部
	イ 決算書類（直近の決算期3期分） ・収支計算書（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、計算書類に対する注記）	様式自由	1部	1部	3部
	ウ 事業報告書（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	3部
	エ 収支予算書（今年度に係るもの）	様式自由	1部	1部	3部
	オ 事業計画書（今年度に係るもの）	様式自由	1部	1部	3部
	カ 監事の監査報告書	様式自由	1部	1部	3部
	《《NPO法人の場合》》				
	ア 法人（団体）等の概要 ・事業経歴、役員名簿、法人運営に関する基本的な考え方、理念、障害者雇用率 等	様式3	1部	1部	12部
	エ 決算書類（直近の決算期3期分） ・収支計算書（収支計算書、貸借対照表、財産目録）	様式自由	1部	1部	3部
	オ 事業報告書（直近の決算期3期分）	様式自由	1部	1部	3部
	カ 監事の監査報告書	様式自由	1部	1部	3部
	※上記のエ～カについては、特定非営利活動促進法及び内閣府令に基づくものを提出してください。				

	<p><<株式会社の場合>></p> <p>ア 法人（団体）等の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業経歴、役員名簿、法人運営に関する基本的な考え方、理念、障害者雇用率 等 <p>イ 決算書類（直近の決算期3期分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業報告書 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・注記事項（重要な会社方針、貸借対照表注記、損益計算書注記） ・株主資本等変動計算書 ・付属明細書 <p>※決算書類は、会社法及び会社法計算施行規則に従ったものを提出してください。</p> <p>※連結決算を行っている親会社又は子会社がある場合は、連結財務諸表も提出してください。</p> <p>※株主資本等変動計算書は、社員総会又は株主総会での承認日を付記してください。</p> <p>※付属明細書は、法人税確定申告書に添付した勘定科目内訳書の写しで代替することも可能です。その場合、税務署に提出した全てのものを提出し、謄本である旨の代表者の署名、捺印を付してください。</p> <p>なお、申請書類提出時点において、既に最近の決算期末日が到来している法人で、未だ決算が確定していない場合には、直近の決算期末の経営成績及び財政状態の参考となる資料（例：試算表、予想損益計算書、予想貸借対照表）。ただし、過去3期分の決算書等とは別に提出してください。</p> <p>ウ 監査報告書</p> <p>※会計監査人（公認会計士又は監査法人）の監査を受けている場合には、会計監査人の監査報告書も提出してください。</p>	様式3	1部	1部	12部
⑧	法人税、消費税、法人事業税、地方消費税の納税証明書（直近の決算期2期分に係るもの）	—	1部	3部	—
⑨	担保提供資産について	様式4	1部	3部	—
⑩	債務の保証について	様式5	1部	3部	—
⑪	<p>類似施設の管理運営実績について（施設名・所在地・規模等）</p> <p>類似施設の運営状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長の運営姿勢、組織運営の方針 ・地域社会への取組 ・施設の特色あるサービス内容 ・その他 	様式6	1部	1部	12部

	施設運営に関する実績一覧（任意）	様式 6	1 部	1 部	1 2 部
	施設管理に関する実績一覧（任意）	様式 6	1 部	1 部	1 2 部
⑫	情報セキュリティ確認用チェックシート	様式 7	1 部	1 部	1 2 部
⑬	労働環境チェックシート	様式 8	1 部	1 部	1 2 部
⑭	会社案内などのパンフレット	様式自由	1 部	1 部	1 2 部

(6) 計画書類の提出

申請者は、下記の計画書類を提出してください。

No.	提出書類	参考様式	提出部数		
			正本	副本①	副本②
法人等の団体に関する書類					
①	計画書類等提出書	様式 9	1 部	1 部	1 2 部
②	資金・収支計画書（事業計画） （平成 3 2 年度から平成 3 6 年度まで） ※各年度における受託経費の増減理由も記載してください。 ※消費税率は 1 0 % で算定してください。	様式 10	1 部	1 部	1 2 部
③	給与・報酬・賃金等に関する規程（最新のもの） （※人件費の積算内訳）	様式自由	1 部	1 部	1 2 部
管理計画に関する書類					
④	施設運営に関する基本的な考え方	様式 11	1 部	1 部	1 2 部
⑤	管理責任者（予定者）の経歴について記載した書類	様式 12	1 部	1 部	1 2 部
⑥	ア 管理体制（職員体制・勤務体系の考え方） イ 職員配置表 ※港区が定める「指定管理者施設雇用区分確認表」に基づき作成 ウ 職員ローテーション表 （雇用区分別 ①月～金 ②土 ③日祝）	様式 13-1 ～13-3	1 部	1 部	1 2 部
⑦	職員の確保・育成に対する考え方 （利用者及び区民への接遇の強化等）	様式 14	1 部	1 部	1 2 部
⑧	複数の公園等を効率的で効果的に管理するための考え方と具体的な取組	様式 15	1 部	1 部	1 2 部
⑨	ア 植物の管理及び点検の考え方と具体的な取組 イ 施設の管理及び点検の考え方と具体的な取組 ウ 維持管理の質を向上させるための具体的な取組 エ 指定管理業務における安全対策についての考え方	様式 16-1 ～16-4	1 部	1 部	1 2 部
⑩	ア 顧客満足度（CS）への具体的な取組 イ 質の高いサービスの提供と、サービス水準の向上に向けての具体的な取組 ウ 利用者からの苦情、意見への対応と管理業務への反映方法について	様式 17-1 ～17-3	1 部	1 部	1 2 部
⑪	法令等を遵守した個人情報保護に関する考え方と具体的な取組	様式 18	1 部	1 部	1 2 部

⑫	環境に配慮した施設運営に関する考え方と具体的な取組	様式 19	1 部	1 部	1 2 部
⑬	不法行為等への対応に関する体制	様式 20	1 部	1 部	1 2 部
⑭	区内中小事業者の活用及び高齢者・障害者等の区民雇用の促進に関する考え方と具体的な取組	様式 21	1 部	1 部	1 2 部
⑮	再委託を予定している業務 ①委託内容 ②委託を行う理由 ③委託予定金額 ④委託予定先及び選定理由（委託先の条件は、港区の入札参加資格があること、港区における暴力団等の排除措置を受けていないことです。また、区内中小企業やシルバー人材センターなどを積極的に活用してください。）	様式 22	1 部	1 部	1 2 部
⑯	受託経費見積書	様式 23	1 部	1 部	1 2 部
事業運営に関する書類					
⑰	提案事業計画 ア 公園等の広報活動についての具体的な取組 イ 子どもが遊び成長できる環境づくりについての具体的な取組 ウ 自然に親しむ環境づくりについての具体的な取組	様式 24-1 ～24-3	1 部	1 部	1 2 部
⑱	自主事業計画	様式 25	1 部	1 部	1 2 部
安全対策・危機管理に関する書類					
⑲	ア 安全で快適に利用できる公園及び児童遊園づくりの考え方 イ 施設等に起因する事故を未然に防止するための取組 ウ 園内で事故や被害が発生した場合の対応について エ 災害等の発生時における態勢と行動計画について（地震、風水害、台風等）	様式 26-1 ～26-4	1 部	1 部	1 2 部
地域との連携・区民協働に関する書類					
⑳	地域との連携やボランティアの活用及び育成についての考え方と具体的な取組	様式 27	1 部	1 部	1 2 部

(7) 提出書類に関する留意事項

- ア 申請書類、計画書類提出後の内容変更は、提出締切日まで受け付けます。
- イ 上記のほか、区が必要とする書類の提出を求めることや、ヒアリングを実施する場合があります。
- ウ 申請書類等の著作権は、作成した団体に帰属します。ただし、提出された応募書類は返却できません。区の責任において一定期間保管後、廃棄します。
- エ 書類は、A4判で作成してください。
- オ 副本②については、法人名など応募事業者が特定できる部分をマスキング（黒塗り）の上、提出してください。
- カ 上記のほか、電子媒体（CD-R等）に正本及び副本①を入力したものを1部提出してください。
- キ 区は、指定管理者の選考結果及び提案内容等を公表する場合、その他区が必要と認めるときは、無償で提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ただし、公開することにより応募者に明らかに不利益を与えると認められる書類については公表しません。

ク 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(8) 応募に関する留意事項

ア 選考委員会委員等との接触について

公募要項の公表日以降、公募説明会等、区が提供する機会を除き本件提案に関して、選考委員、区職員等への接触は禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。

イ 応募の辞退について

応募書類を提出した後、辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出してください。

ウ 費用の負担について

提案や指定後の協議に対しての参加報酬・交通費及び受託のための準備等に係る経費は、応募者の負担とします。

エ グループによる応募の構成団体の変更について

グループによる応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

(9) 質疑の受付及び回答

ア 質問書の受付

港区ホームページにある質問書に必要事項を記入し、下記の提出先に、FAXで送信してください。（送信未達を防ぐため、事前に電話にて連絡をお願いします。）これ以外での方法（持参、郵送、電話、口頭等）又は、期間を過ぎたものは受け付けません。

(ア) 質疑受付期間 平成31年4月16日（火）～
平成31年4月24日（水）（必着）
平日の午前9時から午後5時まで

(イ) 提出先 港区芝公園一丁目5番25号 港区役所1階
港区芝地区総合支所まちづくり課土木担当
TEL 03（3578）3131
FAX 03（3578）3180

イ 質問回答

平成31年5月8日（水）を目途に、全ての質疑に対する回答書をFAX又はメールで送信します。港区ホームページでも公表します。なお、回答の際は、質問をした団体名は公表しません。

この回答書は、本要項と同様の効力を有します。なお、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの）によっては、回答しないことがあります。

(10) 申請書類の受付

申請を希望する法人又は団体は、次により申請してください。

区にこれらの書類を提出した事業者を申請者とします。

ア 提出期間 平成31年5月9日(木)から5月22日(水)まで

平日の午前9時から午後5時まで

※申請書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に下記に連絡の上、指定された日時に来所願います。

※申請書類提出後の計画内容の変更は、提出期限まで受け付けます。

イ 提出書類 IIIの1の(5)に掲げる①～⑭の書類

ウ 提出先 港区芝公園一丁目5番25号 港区役所1階

港区芝地区総合支所まちづくり課土木担当

TEL 03(3578)3131

FAX 03(3578)3180

(11) 計画書類の受付

申請書類を提出した法人又は団体は、次により計画書類を提出してください。

ア 提出期間 平成31年5月9日(木)から5月31日(金)まで

平日の午前9時から午後5時まで

※計画書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に下記に連絡の上、指定された日時に来所願います。

※計画書類提出後の内容の変更は、提出期限まで受け付けます。

イ 提出書類 IIIの1の(6)に掲げる①～⑳の書類

ウ 提出先 港区芝公園一丁目5番25号 港区役所1階

港区芝地区総合支所まちづくり課土木担当

TEL 03(3578)3131

FAX 03(3578)3180

2 指定管理者候補者の選考・選定

(1) 指定管理者候補者の選考

ア 指定管理者候補者は、「芝地区港区立公園・児童遊園指定管理者候補者選考委員会(以下、選考委員会という)」において選考します。

イ 審査方法は、応募者から提出された書類による第一次審査と、第一次審査通過者に対するプレゼンテーション等を含めた第二次審査を予定しています。

ウ 審査の過程において、選考委員による事業所の視察を行うこともあります。

エ 審査の結果、ふさわしい候補者がいない場合、選考しない場合があります。

オ 指定管理者候補者として選考された事業者は、辞退することはできません。

(2) 指定管理者候補者の選定

ア 選考委員会が選考した指定管理者候補者について、全庁的な視点から港区指定管理者選定委員会で審議した上で、区として指定管理者候補者を選定します。

イ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定され

なかった応募者のうちから新たに候補者を選定することがあります。
ウ 指定管理者の指定は、港区議会での議決を経て行います。

(3) 基本的な選考基準

- ア 安定的な経営基盤を有していること
(公認会計士による財務状況分析を実施します。)
- イ 管理計画について
 - (ア) 施設運営に関する基本的な考え方
 - (イ) 類似施設の管理運営実績
 - (ウ) 管理責任者(予定者)の経歴
 - (エ) 適切な職員体制・勤務体系となっているか
 - (オ) 職員の確保・育成についての考え方
 - (カ) 複数の公園等を効率的で効果的に管理するための考え方と具体的な取組
 - (キ) 植物の管理及び点検の考え方と具体的な取組
 - (ク) 施設の管理及び点検の考え方と具体的な取組
 - (ケ) 維持管理の質を向上させるための具体的な取組
 - (コ) 指定管理業務における安全対策に関する考え方
 - (サ) 利用者の満足度及びサービス水準の向上に向けた取組
 - (シ) 利用者からの苦情、意見への対応と管理業務への反映方法について
 - (ス) 法令等を遵守した個人情報等の保護に関する考え方と具体的な取組
 - (セ) 環境に配慮した施設運営の取組
 - (ソ) 不法行為等への対応に関する体制
 - (タ) 区内中小事業者の活用及び高齢者・障害者等の区民雇用の促進に向けた考え方
 - (チ) 再委託を予定している業務について
 - (ツ) 受託経費見積書
- ウ 事業運営について
 - (ア) 提案事業計画
 - ①公園等の広報活動についての具体的な取組
 - ②子どもたちが遊び成長できる環境づくりについての具体的な取組
 - ③自然に親しむ環境づくりについての具体的な取組
 - (イ) 自主事業計画
- エ 安全対策・危機管理について
 - (ア) 安全で快適に利用できる公園及び児童遊園づくりに向けた具体的な取組
 - (イ) 施設等に起因する事故を未然に防止するための取組
 - (ウ) 園内で事故や被害が発生した場合の対応についての考え方
 - (エ) 災害等の発生時における態勢と行動計画について
- オ 地域との連携・区民協働について
 - (ア) 地域との連携やボランティアの活用及び育成についての考え方

(4) 審査結果の通知

審査結果は、第一次審査、第二次審査ともに応募者全員に文書で通知します。

(5) 第二次審査用資料の提出

第一次審査通過者は、第二次審査におけるプレゼンテーション用資料の提出を求める場合があります。詳細は、第一次審査通過者に連絡します。

IV 決定後の手続

1 基本協定書・年度協定書

(1) 協定の締結

区議会の議決を経た後、指定管理者として指定し、区は指定管理者と協定を締結します。

締結する協定書は、指定期間を通じた包括的な施設の管理に関する基本的事項を規定する基本協定書と、年度ごとの管理業務や指定管理料に関する事項を規定する年度協定書の2種類あります。

(2) 基本協定書の主な事項

- ア 指定期間
- イ 業務の範囲
- ウ 施設の運営
- エ 施設の維持管理
- オ 区が支払うべき経費
- カ 保険の加入
- キ 自主事業
- ク 区と指定管理者の役割分担
- ケ 業務の再委託
- コ 事業計画書、事業報告書等の提出
- サ 業務の引継ぎ
- シ 利用者アンケート実施
- ス モニタリング
- セ 第三者評価
- ソ 緊急時の対応
- タ 環境への配慮
- チ 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護及び関係書類の整理・保管
- ツ 情報セキュリティ
- テ 指定の取消し及び管理業務の停止
- ト 損害賠償
- ナ 権利義務の譲渡の禁止
- ニ 目的外使用の禁止
- ヌ 施設・設備等の原状回復
- ネ 区と指定管理者の管理責任の分担
- ノ その他区長が必要と認める事項

(3) 年度協定書の主な事項

- ア 目的
- イ 協定の期間
- ウ 指定管理料の額
- エ 指定管理料の支払
- オ 指定管理料の清算
- カ 協議

2 災害時協定

港区内で地震等の災害が発生した際の対応を迅速かつ的確に行うため、区と指定管理者は、災害時における役割分担を明確にするため、災害時協定を締結します。

3 事業計画書及び収支予算書の作成

(1) 事業計画書及び収支予算書の作成

年間の事業計画書及び収入・支出の概算予定書の提出等

(2) 事業報告書及び収支決算書の作成

区が指示する事業報告書の提出（毎月の施設利用実績、施設の維持管理業務の実績等）、収支決算書の提出等

4 業務の引継ぎ等

指定管理者は、指定期間の開始前に準備業務を行うものとします。特に利用者にとって円滑に新たな指定管理者への移行を実現するため、区や関係機関と指定管理者による移行準備を実施してください。指定管理者が変更となる場合には、新たな指定管理者は、事業者が交替することにより、利用者に不安や影響を与えないよう、入念な引継ぎに努めてください。

また、指定期間終了時又は指定の取消しによって管理業務が終了する際は、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう引継ぎ業務を実施してください。

※労働環境確保策の一環としての雇用継続の要請について

新たに指定管理者となる事業者には、当該指定管理の協定締結前から当該業務に従事していた職員のうち希望する労働者については新たに指定管理の協定を締結する事業者による継続雇用をお願いします。

5 情報の公表

(1) 応募書類等

公募時に提出された書類は、理由を問わず返却しません。申請書類、計画書類等の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、区は公表等する場合には、申請書類、計画書類等の内容を無償で使用できるものとします。

なお、申請書類、計画書類等は、港区情報公開条例の規定に基づき、公開請求の対象になります。

(2) 選考・選定過程の情報

指定管理者候補者の選考・選定過程に関する情報（応募書類、選考委員会の報告書、公募時の質問項目、選定委員会の選定調書、選考委員会の会議録・選定委員会の会議録等）は、原則公表します。なお、事業者名については、決定事業者のみ公表の対象とします。

(3) 指定管理業務に関する情報

基本協定書、年度協定書、事業計画書等の事業運営に係る書類、第三者評価及び労働環境モニタリングの結果等、指定管理業務に関する情報は原則公表します。

6 モニタリング等の実施

(1) モニタリングの実施

指定管理者は、毎月の業務実績等の報告書を定められた期日までに提出し、区へ報告します。区は報告に基づき施設の運営状況等を確認します。また、指定管理者に対する月次モニタリングとして、チェックシート等を活用し、施設の運営状況等の把握に努めます。

また、指定管理者は、施設利用上の問題等の解決策を検討し、業務を円滑に実施するため、必要に応じて、情報交換や業務の調整を図る場を設けます。

このほか、指定管理者は、利用者懇談会などを開催し（おおむね3か月に1回程度）、意見箱の設置等による利用者等の意見・要望の聴取等、利用者ニーズの把握を行います。

区が行うモニタリングは、月次モニタリング及び年度終了時モニタリング等があり、モニタリングの結果は、指定管理施設検証シートとして取りまとめ、ホームページで公表します。

(2) 第三者評価の実施

区は、指定管理者に対し、指定期間の中間年に1回、第三者評価機関又はこれに類するものによる評価の受審を義務付け、その結果を業務運営の改善指導に活用し

ます。第三者評価機関との契約は区が行います。

(3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出

区は、公の施設として利用者の安全・安心の確保をはじめ、区民・利用者サービス維持・向上の観点から、指定期間の2年目に社会保険労務士による労働環境モニタリングを実施します。社会保険労務士との契約は区が行います。

また、施設で勤務する職員（業務の一部を第三者へ再委託をする場合に施設で勤務する職員についても含みます。）に支給される賃金について、最低賃金水準額を満たしているか確認をするため、職種ごとに最も低額の賃金の支給を受けている職員に関する賃金状況給付シートの提出が必要となります。

(4) 監査の実施

ア 地方自治法第199条第7項の規定により、区長又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理業務に係る出納関連の事務について、監査を行うことがあります。

イ 港区では、公正性、透明性をより一層確保するため、平成13年度から外部監査人（公認会計士や弁護士等）による包括外部監査を実施しています。公の施設の管理に関する業務に関し、包括外部監査の対象となる場合があります。

7 指定の取消し等

(1) 指定の取消しと業務の停止

指定管理者が次のいずれかに該当する場合は、指定の取消し又は業務の停止を命じることがあります。その場合において、指定管理者に損害が生じても、区はその賠償の責めを負いません。

ア 指定管理者がⅢの1の（1）に該当しなくなったとき。

イ 区が行う施設への実地調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

ウ 実地調査の結果に基づく区の指示に、正当な理由なく従わないとき。

エ 経営状況が悪化し、管理を継続することが著しく困難となったとき。

オ 協定に違反したとき。

カ 応募書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

キ 違法行為や非行行為に関与するなど、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上不相当と判断されるとき。

ク その他指定管理者の責めに帰すべき事由で、事業の継続が困難になったとき。

ケ 指定管理者から協定解除の申出があり、その理由を合理的なものと認めたとき。

コ 不可抗力の事由により、業務の継続が困難になったとき。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業の継続が困難となり、指定が取り消される場合でも、次の指定管理者が円滑にかつ支障なく施設の管理業務を遂行できるよう、適切な引継ぎを行わなければなりません。

イ 不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、管理継続の可否について協議することとします。

芝地区港区立公園・児童遊園指定管理者制度導入対象施設 一覧表

芝地区

	公園名称	種 別	指定期間
1	本芝公園	公園	平成32年4月1日～平成37年3月31日（5年）
2	イタリア公園	公園	
3	桜田公園	公園	
4	塩釜公園	公園	
5	南桜公園	公園	
6	芝公園	公園	
7	都市計画公園霊南坂公園 ※平成31年度開設予定	公園	
8	金杉橋児童遊園	児童遊園	
9	芝新堀町児童遊園	児童遊園	
10	松本町児童遊園	児童遊園	
11	芝五丁目児童遊園	児童遊園	
12	三田小山町児童遊園	児童遊園	
13	三田二丁目児童遊園	児童遊園	
14	三田綱町児童遊園	児童遊園	
15	浜松町四丁目児童遊園	児童遊園	
16	芝大門二丁目児童遊園	児童遊園	
17	虎ノ門三丁目児童遊園	児童遊園	
18	西久保巴町児童遊園	児童遊園	

問い合わせ先

〒105-8511

港区芝公園一丁目5番25号

港区 芝地区総合支所 まちづくり課 土木担当

TEL: 03-3578-3131 FAX: 03-3578-3180